

税關	東京	回答 年月日	令和2年11月26日
品名	プラスチック製の光ファイバ		
照会内容	関税定率法第15条第1項第1号に規定する施設で行われる国際共同学実験の機器に用いられるプラスチック製の光ファイバにコネクタを接着するために輸出され、接着後に再度輸入される場合に、関税定率法第15条第1項第2号（特定用途免税）の規定の適用は可能か。		
照会貨物 の概要	<p>貨物の性状：プラスチック製光ファイバ</p> <p>貨物の用途：国際共同学実験に使用する機器に用いられる。</p> <p>その他 : 購入した光ファイバがコネクタの接着作業のために輸出され、コネクタが接着されて再度本邦に輸入される。</p>		
回答	関税定率法第15条第1項第2号の規定の適用は認められない。		
理由	本品は、海外においてコネクタの接着作業を行うために本邦から輸出され、接着後に再度輸入される物品であり、有形、無形の対価を伴わない無償の贈与と認められる事実は確認できず、関税定率法第15条第1項第2号に規定する「学術研究又は教育のため前号に掲げる施設に寄贈された物品」とは認められることから、関税定率法第15条第1項第2号の規定の適用は認められない。		